

## 慶弔費と見舞金規定

1. 会員及び家族の死亡に際しては、下記の規定により弔意を表す。

対 象	香 典 ・ し き び	葬儀参列者
会 員	5, 0 0 0円と一対	P T A 代 表
児 童	5, 0 0 0円と一対	
会員配偶者	5, 0 0 0円または一対	
会員同居家族 ただし一親等に限る	5, 0 0 0円または一対	

2. この規定による見舞い及び弔意については、返礼を要しない。

3. 会員および児童の入院、疾病については、役員会の協議により見舞金を贈ることができる。

4. 会員の火災・災害による被災については、役員会の協議により見舞金を贈ることができる。

5. この規定によりがたい事例が生じた場合は、役員会の協議による。

☆大阪府 PTA 安全会からのお知らせ

[安全会保障内容 | osaka-pta](#)

<https://osaka-pta.jp/p t a> の保険/

### PTA 活動でけがをしたら！？

P T A活動に参加中または、通常の経路の往復中に事故にあい、入院や通院、また、不幸にして死亡にいたった場合には、PTA 安全会から規定に従って見舞金・保険金（通院費・入院費等）の給付があります。対象は PTA 会員とその在籍する子どもです。PTA 安全会は各校園 PTA からの会費で運営しています。もしものときは各校園 PTA の安全会担当の方（代議員）にお知らせください。

大阪府 P T A安全会

